

公益社団法人松戸市シルバー人材センター常勤役員（理事長）の
報酬を定める規程

公益社団法人松戸市シルバー人材センター常勤役員（理事長）の報酬は、
月額 350,000 円とする。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、定時総会承認の日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の公益社団法人松戸市シルバー人材センター役員報酬等及び費用に関する規程及び第 2 条の規定による改正後の公益社団法人松戸市シルバー人材センター常勤役員（理事長）の報酬を定める規程は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。